

－第4版－

令和2年4月20日改定

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失またはそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

住居確保給付金とは

離職または自営業の廃止、休業等により、経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、支援員による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支 給 額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給
43,000 円（単身世帯） 52,000 円（2人世帯） 56,000 円（3～5人世帯）
支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）
支給方法：大家等へ代理納付

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

- ◆ 申請時に次の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。
- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれがある
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内である
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかつたが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付等を含む）。※離職等や雇用保険の失業等給付の終了などにより、翌月から収入が減少する場合を除く。

世帯人数	基準額	家賃上限額	収入基準額（上限額）
1人	81,000 円	43,000 円	124,000 円
2人	123,000 円	52,000 円	175,000 円
3人	157,000 円	56,000 円	213,000 円
4人	194,000 円		250,000 円
5人	232,000 円		288,000 円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	金融資産
1人	486,000 円
2人	738,000 円
3人	942,000 円
4人以上	1,000,000 円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金の支給額

- ・月収が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額※。
- ・月収が基準額を超える場合は以下の計算式により算出された額となります。
※家賃額は上限があります。

家賃額※ − (月の世帯の収入合計額 − 基準額) = 住居確保給付金支給額

例1) 単身世帯で収入が100,000円、家賃が50,000円の場合

$$43,000 \text{ 円 (家賃上限額)} - 19,000 \text{ 円 (} 100,000 - 81,000 \text{)} = \underline{\underline{24,000 \text{ 円}}}$$

例2) 2人世帯で収入合計が175,000円、家賃が50,000円の場合

$$50,000 \text{ 円 (実際の額)} - 52,000 \text{ 円 (} 175,000 - 123,000 \text{)} = \text{支給対象外}$$

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。
「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金を受給中の生活費が必要な方は、
埼玉県社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
　　貸付期間　原則3か月　最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内　原則3か月
　　※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
　　連帯保証人を立てない場合は年1.5%
- 4) 申込窓口：春日部市社会福祉協議会

住居確保給付金の支給までの生活費が必要な方は

住居を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、埼玉県社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます（申込窓口は春日部市社会福祉協議会）。

臨時特例つなぎ資金

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金の申請に必要なもの

□ 住居確保給付金支給申請書

□ 本人確認書類（次のいずれかの写し）

運転免許証、個人番号カード（※1）、住民基本台帳カード（※2）、一般旅券（パスポート）

各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等

※1 個人番号カードについては、個人番号記載面は複写できません。

※2 住民基本台帳カードの交付は平成27年12月28日で終了しました。すでに交付された住民基本台帳カードは券面に記載された有効期限が終了するまでは使用できます。

□ 離職関係書類（第1号または第2号の該当するどちらか）

・第1号関係

離職後2年以内の者であることが確認できる書類の写し

お仕事をお辞めになった日から2年以内であることが確認できる書類の写し

（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）

・第2号関係

収入が減少し、離職または廃業の場合と同程度の状況にあることを確認できる書類の写し（今月分と先月分の2か月分の給与明細、雇用主からの休業を命じる文書、アルバイトのシフトが減少したことがわかる文書等）

上記の書類で離職または廃業の場合と同程度の状況にあることを確認できなかった場合や、指示がすべて口頭だった場合など、やむを得ず文書が整わない場合には「離職状況等に関する申立書（参考様式5）」

□ 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は直近の「年金振込通知書」、その他の各種福祉手帳

□ 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の親族の金融機関の通帳等の写し

□ 求職者受付票（ハローワークカード）※ハローワークで発行します。

□ 入居（予定）住宅に関する状況通知書

現在お住まいを賃借している方は**賃貸借契約書**の写しを添付

□ 求職申込み・雇用施策利用状況確認票

住居確保給付金の申請から決定まで

住居を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・必要書類を添えて、申請書を生活困窮者相談支援窓口に提出します。
- ・申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。
- ・住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、春日部市社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- ・不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は春日部市内です。
- ・入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ ハローワークでの求職申込み

- ・公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。
- ・公共職業安定所（ハローワーク）にて雇用施策等の利用状況について「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の確認・記入を受けてください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、生活困窮者相談支援窓口へ提出してください。
- ・ハローワーク窓口から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写しを、生活困窮者相談支援窓口へ提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- ・審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- ・「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」が交付されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- ・敷金礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、春日部市社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」

の写しを提出して、総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入れ申込みが可能です。

- ・住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて春日部市社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- ・「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入れ申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- ・総合支援資金（住宅入居費）の借入れ申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- ・総合支援資金（住宅入居費）の借入れ申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを春日部市社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- ・住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付き賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ・すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- ・すでに「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を生活困窮者相談支援窓口に提出してください。
- ・「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」が、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- ・住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・住居確保給付金は春日部市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・臨時特例つなぎ資金の貸付を受けているものに対しては、償還について春日部市社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- ・総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを春日部市社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決

定が通知されます。

住居を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・必要書類を添えて、申請書を生活困窮者相談支援窓口に提出します。
- ・申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」が交付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- ・不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

◆ ハローワークでの求職申込み

- ・公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。
- ・公共職業安定所（ハローワーク）にて雇用施策等の利用状況について「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の確認・記入を受けてください。

◆ 住宅確保給付金の確認書類の提出

- ・不動産業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、生活困窮者相談支援窓口に提出してください。
- ・ハローワーク窓口から発行を受けた、求職受付票（ハローワークカード）及び「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の写しを生活困窮者相談支援窓口へ提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- ・審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- ・入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・住居確保給付金は春日部市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給決定通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となつた旨を連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- ・住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、春日部市社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の借り入れ申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、公共職業安定所の利用、生活困窮者相談支援窓口の支援員の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行ってください。
- ① 毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
- ② 每月4回以上、生活困窮者相談窓口の支援員による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示して公共職業安定所における職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。
- ③ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、支援員に報告してください。
- ④ 支援員により支援プランが策定された場合は、上記に加え、支援プランに記載された就労支援（職業訓練等）を受けてください。
- ⑤ ただし、第2号該当者（給与等の収入を得る機会が減少し、就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にある者）については、副業や転職を視野に入れた職業相談を公共職業安定所や自立支援相談機関と行うことで①、③の「求職活動」については求めません。※月に一度、収入の確認できる書類の提出が必要です。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがないまたは6か月以上の雇用期間が定められているもの）をした場合は、「常用就職届」を支援員に提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、支援員に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで延長することができます。
- (要件)
- ・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
 - ・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること など

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
 - ・ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、支援員の指導により春日部市内での転居が適当である場合

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 7ページの「住居確保給付金受給中の義務」の求職活動を怠る場合。
- ◆ 支援員が策定した支援プランに従わない場合。
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合（この場合は原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します）。
- ◆ 住宅を退去した場合（受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や支援員の指導による場合を除く）。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合。
- ◆ 生活保護が適用となった場合。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合。

支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。ただし、常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、再度支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を返していただく場合があります

住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等、不適正受給に該当することが判明した場合は、すでに支給した給付をお返しいただきます。また、以降の給付も中止となります。

お問合せ先
春日部市役所生活支援課
生活困窮者相談支援窓口
電話：048-736-1111（代）